

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる潜水器漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年6月19日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格		
潜水器漁業(うに)	釧海共第1号共同漁業権漁場区域	10月1日から翌年6月30日までただし、上記の期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。	12隻以内	ア 釧路総合振興局管内に住所を有する者 イ 操業区域内にうにを内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること	随時	1. 許可の有効期間は、令和5年10月1日以前の許可は、令和5年10月1日から令和6年9月30日まで、令和5年10月2日以降の許可は、許可日から令和6年9月30日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年10月1日以前の認可は、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで、令和5年10月2日以降の認可は、認可の日から6か月又は令和6年9月30日のいずれか早い日までとする。 3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2)うに以外のものを採捕してはならない。 (3)次に掲げる者以外の者を、潜水業務に従事させてはならない。 (住所 氏名) (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	釧海共第2号共同漁業権漁場区域		6隻以内			
	釧海共第3号共同漁業権漁場区域		3隻以内			
	釧海共第4号共同漁業権漁場区域		9隻以内			
	釧海共第5号共同漁業権漁場区域		10隻以内			